

随意契約及び比較見積を徴収しない理由書

工事名：一級河川 神崎川外 防災情報システム補修工事（R2）

西大阪治水事務所の所管する防災情報システムは、製作会社独自の技術や設計で製作されており、本工事を行うためには、当該設備の詳細設計図面・設計資料に関する専門知識を有し、機能、構造に精通していることが求められる。また、製作会社以外の者に実施させた場合、トラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じる。

以上のことから、当該システムの設計・製作・据付を実施した三菱電機株式会社から保守点検・維持管理・修繕等メンテナンス部門を受け継いだ西菱電機株式会社 大阪支社以外にその能力を有するものがないため、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号に基づき比較見積書を省略し、同社のみより見積りを徴取することとし、その見積価格が予定価格内であった場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社と随意契約を締結したい。